

神奈川県学校・フリースクール等連携協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 本県において、不登校児童・生徒のために居場所作りを進めるフリースクールやフリースペース等（以下「フリースクール等」という）と、学校や教育関係機関（以下「学校等」という。）との連携・協働を推進するため、神奈川県学校・フリースクール等連携協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校等とフリースクール等との相互理解の推進に関する事項
- (2) 学校等とフリースクール等との連携のあり方、及び具体的連携方策に関する事項
- (3) その他、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、24人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱又は任命する。

(1) フリースクール等関係者

フリースクール等の活動に関わる者で、学校等との連携を推進する意思があり、各地区学校・フリースクール等連携協議会代表団体の代表者からなる。

(2) 学校等関係者（別表）

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、また、任期途中の要綱改定に伴い新たに委員となった者の任期は、会長の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。ただし、任期満了後最初の会議については、教育長が招集する。

2 協議会の会議は、原則として公開とし、協議会の議事記録等については、ホームページに掲載するなど、広く情報提供するものとする。

(地区学校・フリースクール等連携協議会)

第6条 地域の活動の充実を図るため、地区学校・フリースクール等連携協議会（以下「地区協議会」という。）を構成する。

2 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市においては、原則として当該市域をもって地区協議会の活動地区とする。

3 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く地域は、原則として各教育事務所の当該市町村域をもって地区協議会の活動地区とする。

4 地区協議会の構成員及び運営に関する事項は、当該地区協議会で定める。

(委員会)

第7条 協議会には、その事業を円滑に実施するため委員会を置くことができる。

2 委員会は、会長が指名するものをもって構成する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、神奈川県教育委員会教育局子ども教育支援課が行う。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年2月11日から施行する。
- 2 協議会の最初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 3 協議会の最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月7日から施行する。

別表 (第3条関係)

神奈川県教育委員会教育局支援部長
神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所指導課長
神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所指導課長
神奈川県教育委員会教育局中教育事務所指導課長
神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所指導課長
神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所足柄上指導課長
神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課長
神奈川県立青少年センター青少年サポート課長
神奈川県立総合教育センター教育相談部教育相談課長
横浜市教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課長
川崎市教育委員会総合教育センター教育相談センター室長
相模原市教育委員会学校教育部青少年相談センター所長
横須賀市教育委員会学校教育部支援教育課長
神奈川県公立小学校長会代表
神奈川県公立中学校長会代表